

問い合わせ先

海洋情報部技術・国際課

平成17年4月18日
海上保安庁

第3回臨時国際水路会議の結果について

第3回臨時水路会議において、迅速な意志決定を目的とした機構改革等を内容とする国際水路機関(IHO)条約の条約改正案が採択されました。

また、国際水路機関に新たに理事会が設立されることとなり、我が国は当該理事会のメンバー国となることが確実となりました。

平成17年4月11日から16日にかけてモナコ公国において、第3回臨時国際水路会議が開催されました。

国際水路機関とは、海図等を改善することにより全世界の航海を一層効果的かつ安全にすることを目的とした国際機関であり、本会議は国際水路機関の総会です。

今回の会議では、ITの発展等の社会情勢の変化に柔軟に対応できるように、国際水路機関の機構改革を含む国際水路機関条約の改正等について議論が行われ、条約改正案が採択されました。

また、今回の条約改正によって、意志決定を迅速に行うため新たに、一部の加盟国(30カ国以上)からなる理事会が設立されることとなり、我が国は当該理事会のメンバー国の1カ国になることが確実となりました。

今回の機構改革にあたっては、その事前検討を行った戦略計画会議の副議長を西田氏(元海上保安庁海洋情報部長)が勤めるなど、我が国は積極的かつ建設的に貢献してきました。

海上保安庁は、今後とも国際水路機関を通じて全世界の航海の安全に貢献していきます。